記入例２　退職以降の市民税・県民税を一括徴収する場合

例）・年税額37,000円の場合
・令和5年9月30日退職
・９月分で残りの税額を一括徴収

令和５年							令和６年				
６月分		８月分	９月分								5月分
4,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

10,000円　　27,000円

①（ア）年税額：３７,０００円

②（イ）徴収済額
上段：６月から８月まで
下段：１０,０００円

③（ウ）未徴収税額
上段：９月から５月まで
下段：２７,０００円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

山口市長宛
令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地　〒753-8650 山口市亀山町２番１号
ふりがな　かめ やま しょうじ
氏名又は名称　亀山商事
個人番号又は法人番号　1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8（一個人番号の記載に当たっては左端を空欄として右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号　97123453

担当連絡者先　所属　人事部　氏名　亀山太郎　電話　083－934－2735　内線（　）

給与所得者	(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
ふりがな　やまぐち　いちこ 氏名　山口 市子（新姓　） 生年月日　T. ㊎ H 45年 5月 14日 個人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 2 受給者番号　９８７６ １月１日現在の住所　山口市小郡下郷609番地 異動後の住所　同　上	37,000 円	6 月から 8 月まで 10,000 円	9 月から 5 月まで 27,000 円	R 5 年 9 月 30 日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．住所誤報 8．その他 〔事由・理由〕	2（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 ⇒1へ 2．一括徴収 ⇒2へ 3．普通徴収（本人納付）⇒3へ

④異動年月日
：退職や休職した年月日を記入

⑤異動の事由
：該当の事由を番号で記入

⑥異動後の未徴収税額の徴収方法
：２（一括徴収）を記入

1　特別徴収継続の場合
新しい勤務先（特別徴収義務者）
特別徴収義務者指定番号　（新規）　法人番号
所在地
ふりがな
氏名又は名称
担当者連絡先　所属　氏名　電話　内線（　）

新しい勤務先には、月割額　円を　月分（　月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう（連絡済 未連絡）です。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載）　（右から番号を記入）1．必要　2．不要

2　一括徴収の場合
理由　1（右から番号を記入）
1．異動が令和５年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和６年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日　9 月 30 日
徴収予定額（上記（ウ）と同額）　27,000 円
左記の一括徴収した税額は、9 月分（10 月10日納入期限分）で納入します。

3　普通徴収の場合
理由　□（右から番号を記入）
1．異動が令和５年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和６年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため
⇒［相続人代表］住所　氏名　（続柄）

市記入欄
※記入しないでください
旧年度
新年度

⑦一括徴収の理由を番号で記入

⑧給与または退職手当等の徴収予定月日を記入
：一括徴収の対象となる給与または退職手当等の支給月日

⑨徴収予定額を記入

⑩備考
：一括徴収して納入する納入月及び納入期限を記入
※納入期限とは納入月の翌月10日です。